

○薬剤師免許関係各申請書類一覧

申請内容	日本国籍を有する者	日本国籍を有していない者 (特別永住者・中長期在留者)	日本国籍を有していない者 (短期在留者)
免許申請 (規則第1条)	○申請書(様式第1) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本(薬剤師国家試験の申請時から氏名、性別、本籍地都道府県名又は国籍に変更がない者は、本籍の記載がある住民票の写し又は住民票記載事項証明書の添付でも可) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書	○申請書(様式第1) (添付書類) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(※1) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書	○申請書(様式第1) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※2) ・視覚若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書
名簿訂正 (規則第3条)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・戸籍の謄本又は抄本	○申請書(様式第2) (添付書類) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・申請の事由を証する書類(※3)	○申請書(様式第2) (添付書類) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※2) ・申請の事由を証する書類(※3)
書換交付申請 (規則第5条)	○申請書(様式第4) (添付書類)(※4) ・戸籍の謄本又は抄本 ・免許証	○申請書(様式第4) (添付書類)(※4) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・申請の事由を証する書類(※3) ・免許証	○申請書(様式第4) (添付書類)(※4) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※2) ・申請の事由を証する書類(※3) ・免許証
再交付申請 (規則第6条)	○申請書(様式第5) (添付書類)(※4) ・戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書 ・免許証を破り、又はよごした場合は、免許証	○申請書(様式第5) (添付書類)(※4) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ・免許証を破り、又はよごした場合は、免許証	○申請書(様式第5) (添付書類)(※4) ・旅券その他の身分を証する書類の写し(※2) ・免許証を破り、又はよごした場合は、免許証

(※1) 薬剤師名簿の登録事項（国籍、氏名、生年月日、性別）が記載されていること。

(※2)

【旅券】

- ・ 薬剤師名簿の登録事項が記載されていること。
- ・ 都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
- ・ 英語以外の言語で記載されている場合は、日本語訳を添付すること。（申請者が作成のもので可）

【その他の身分を証する書類】

- ・ 当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。
- ・ 具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書など。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）

(※3)

【申請の事由を証する書類】

- ・ 公的機関が発行した書類で、訂正申請する登録事項（氏名、国籍等）の変更前の内容が記載されているもの。
- ・ 具体的には、改正原住民票、住民票除票、婚姻受理証明書、離婚受理証明書、廃止された外国人原票、当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の公的機関が発行した他の書類で変更前の内容が確認できるもの。
- ・ 外国語で記載されている書類の場合は、当該国又は外国公館の翻訳証明、公証役場の認証等を附した日本語訳又は行政書士、民間の翻訳業者等による翻訳証明を添付すること。
- ・ 申請書に原本を添付することができない書類の場合は、その写しに都道府県において原本と相違ない旨の証明を附すこと。（原本照合可）
- ・ 変更の履歴が記載されている住民票の写し又は住民票記載事項証明書（薬剤師名簿の登録事項が記載されているもの）が添付されている場合は、「申請の事由を証する書類」とみなすことが可能。

(※4) 名簿訂正と書換交付を同時申請する場合、添付書類は共有可能。再交付申請が含まれる場合も同様。